

第3回経済指標専門会議 議事概要

1 日 時 平成 21 年 11 月 20 日（金）14:00～15:40

2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者 【学識経験者】河井委員、小巻委員、西郷委員、菅委員
【関係府省等】総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行
【事務局】佐藤総務省統計審査官ほか

4 議 題

- (1) 企業向けサービス価格指数の改定結果について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 企業向けサービス価格指数の改定結果について

日本銀行から、資料 1～3 に基づき、企業向けサービス価格指数の改定結果の説明が行われた。説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- 2005 年基準指数「機械修理」の調査価格構成が 2000 年基準と比較して大きく変わり、プラントの構成比率が大きく低下している。これは実勢を反映させたものなのか、それとも企業からの調査協力が得られなかったことの影響なのか。（資料 1 図表 13）
 - 機械修理業はサービス業だけでなく、製造業、機械卸売業、リース業でも行われており、それらの基礎統計により、今回、サービスの対象となる機械の構成比率に応じた調査価格の構成に見直すこととした。「工業統計調査」「商業統計調査」「サービス業基本調査」で構成比率の推計を行ったが、既存の統計調査では構成比率が判明しない部分については「JIP データベース」の資本ストックで案分して、全体の構成比率を推計した。その結果、思っていた以上にプラントが少なかったため、構成比率を大きく見直している。幸いにも、多数の企業の協力も得られ、推計されたサービス構成比率に見合う調査価格を収集することができたため、品目指数は実態を反映するものとなったと考えている。
- 非採用サービスについては商業サービスや金融仲介サービス等、導入が難しいと思われるものが残っているが、これらについては導入の検討を行っているのか。（資料 1 図表 1）
 - 作業時間やマンパワーの制約等もあり、2005 年基準改定では新たに取り組みなかったところである。商業（卸売・小売）サービスなど利用ニーズが高いと思われるサービスもあることから、次の基準改定では前向きに組みたいと考えている。
- 携帯電話・PHS の定期遡及訂正において、訂正前は前年度のデータを仮置きしているが、訂正後に変動の影響は出てこないのか。（資料 2 図表 13）
 - 携帯電話・PHS については、企業向けの平均割引率が高まる傾向にある。当該割引率は携帯電話会社に依頼して、年に 1 回、事後的に算出してもらっており、変動を月次指数公表時に迅速に反映することは難しいのが実情である。そのため、データ入手までは、平均割引率が横ばいであると仮定して指数を作成しており、データ入手後に遡及すると指数は下方に修正されることが多い。

- 資料掲載以外の品目について仮置きするデータは、関係するデータを使うのか、それとも補完推計を行うのか。
 - 基本的に、季節性のない品目については横置きしている。季節性のある品目は前年同月比が変わらないように補完している。
- 月次の公表資料においては指数の伸び率（前月比、3ヶ月前比、前年同月比）のみの掲載だが、その横に指数の水準も掲載していただきたい。
 - ご指摘のあったのは企業物価指数の公表資料のことだと思うが、スペースの問題もあるので、持ち帰り検討させていただきたい。
- 労働者派遣サービスの平均価格はどのように算出しているのか。一般的には派遣元企業に属する労働者全数の平均だと思うがどうか。（資料1 図表2）
 - 事務職派遣を行っている企業を有為抽出した上で企業を決定し、企業ごとに派遣業種、派遣先地区、契約形態を順次選定し、それに該当する「労働者派遣サービスの売上高」を、同じく該当する「派遣労働者の総労働時間」で除して平均価格を算出している。（資料3 P118, 119）このように、対象サービスを品質が同一であるとみなすことができる範囲に限定して平均価格を算出しており、品質一定の条件が担保されていると考えている。
- モデル価格については実際の取引価格を反映していないものもあるのではないかと。プライスリストの価格となっているものもあるのではないかと。（資料1 図表2）
 - 可能な限り実勢を反映するように、価格の集計方法等の工夫をしているが、航空運賃は、法人向け割引の実情について航空会社の協力が十分に得られないことから、プラントエンジニアリングについては、価格に案件ごとの企業の利潤率が反映されていない調査価格もあることから、実態と少し離れている可能性もある。
- 弁護士サービスの報酬はどのように把握しているのか。（資料1 図表2）
 - 弁護士報酬のうち、顧問料、時間制報酬、法律相談料は、価格調査の対象として指数に取り込んでいるが、報酬金、着手金については個別性が強く品質固定ができないことから価格調査が困難なため、取り入れていない。（資料3 P107）
- 採用カバレッジについては、100%が達成目標ではないのではないかと。現在でも十分カバーしているのではないかと思う。（資料1 図表1）
 - 企業向けサービスは価格調査が非常に難しいものが多いことから、日本銀行として、カバレッジが100%となることを目指しているわけではない。配布資料で採用カバレッジの推移を掲載しているのは、これまで取り込みが難しいなかで日本銀行としてよりより物価指数を作成するために努力してきたこと、その成果として、カバレッジが徐々に高まってきていることを示すためである。今後については、卸売・小売サービスの採用に関する要望等があることから、非採用のサービスについてもできるだけ努力をしたいと考えている。
- モデル価格や平均価格等、アグレッシブに取り組んでいただき、その説明も良くなされている。今後も詳しい資料を公表するという姿勢を貫いていただきたい。今回、調査価格の見直しにより、2007年頃から価格が大きく変化しているが、利用者に対しての丁寧な説明をしていただきたい。意欲的かつ真摯に取り組んでいただいたことを評価したい。

(2) 季節調整における異常値の取扱いについて

財務省から、世界金融危機の影響による異常値に対する各府省庁の対応、各委員への専門

的な見地からの助言をいただきたい旨発言があった。季節調整値算出時の異常値の取扱方法は、個々の統計の特性を踏まえた上で、個別に検討を行うことが最適であるとの意見が示されたが、他方、公的統計間の情報共有を図るという観点から、次回専門会議に先立って、財務省は具体的な問題意識、照会事項等を事務局に提出し、それを事務局は各府省庁に伝え、次回専門会議において、各府省庁から対応等を説明してもらうこととなった。

(3) その他

事務局から、次回の経済指標専門会議は、「指数の基準時及びウエイト時の更新についての基準」に関する統計委員会への諮問内容を議題とし、12月21日に開催することとなった。

以上